

研究助成金交付要綱

財団法人 松籟科学技術振興財団（以下「本財団」という。）が行う調査・研究に対する助成金の交付については、本要綱の定めるところによる。

（助成の対象となる事業の範囲）

- 1 助成金の交付対象となる調査、研究等（以下「研究等」という。）は、本財団寄附行為第4条に掲げる研究等であって、その実施が緊要と認められるものとする。

（選考委員会による研究等の選定）

- 2 選考委員会は、助成金の交付対象となる研究等の選定など、本要綱に定めるものの他、助成金に関する重要事項についても審議する。

（実施者の選定）

- 3 (1) 本財団は、別に定める募集要綱により研究等に当たる者（以下「実施者」という。）を公募する。
(2) 選考委員会は前項の応募者の中から助成金を交付するにふさわしい実施者を選定する。
(3) 前項の規定にかかわらず、選考委員会は、応募者がいないとき、またはその他やむを得ない理由があるときは、公募によらないで実施者を選定することができる。

（助成金の交付）

- 4 (1) 本財団は、3に定めるところにより実施者が選定されたときは、当該実施者に対し、助成金を交付する。
(2) 本財団は、助成金を交付した実施者が、選考委員会に提出した実施計画書に従い、研究等の実施に当たることを確認する措置をとるものとする。

（実施状況の報告および計画の変更）

- 5 (1) 選考委員会は、必要に応じて実施者から研究等の実施状況について、報告を求めるものとする。
(2) 選考委員会は、実施者が研究等の実施過程において、その実施計画に変更を生じたため、その変更の承認を求められたときは、内容を審査し適当と認められる場合は、承認を行うものとする。

（研究等の認定）

- 6 (1) 選考委員会は、実施者の研究等が完了したときは、当該実施者から報告を求め、研究等の結果について認定するものとする。
(2) 前項の場合、本財団は、交付した助成金については、研究の目的の成功または不成功にかかわらず、その返還を求めないものとする。ただし、実施者が実施計画に従い研究等を実施しなかった場合、その他助成金の交付の趣旨に反した行為を行った場合は、この限りではない。

（申請書）

- 7 (1) 本財団は、研究等に対する適正な助成を期するため、助成金の交付に際し、実施者から申請書の提出を求めるものとする。
(2) 申請書の様式は、別に定める。

以 上